

食品安全情報（化学物質） No. 20/ 2016 (2016. 09. 28)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【MFDS】 食品医薬品安全処、米の無機ヒ素の基準新設

食品医薬品安全処は、米の安全管理を強化するために米の無機ヒ素基準を 0.2 ppm (mg/kg) 以下に設定すると 9 月 12 日発表した。これは、2013 年から 2015 年まで国内流通米の無機ヒ素含量 (0.01~0.16 ppm) を調査してリスク評価結果を反映したものである。乳幼児が食べる離乳食や菓子などの米を原料に使う加工食品は、米含有の割合によって今回設定された基準が適用される (例：離乳食中の米含有量が 50% の場合には無機ヒ素基準は 0.1 ppm を適用)。

*ポイント： 韓国も米に含まれる無機ヒ素について基準値を設定しました。基準値はコーデックス委員会で策定された精米の最大基準値と同じ値を採用しています。ただし、韓国の独自形式なのが、乳幼児用食品については含まれる米の割合に応じて適用する値を変更 (換算) するという点です。このような基準値適用のやり方は非常にまれです。

【WHO/FAO】 国連で、世界の指導者達が抗菌剤耐性に対応する

2016 年 9 月 19~23 日に開催された第 71 回国連総会に世界の指導者達が集い、抗菌剤耐性 (AMR) 感染症拡大の対応策について議論した。また、国連食糧農業機関 (FAO) は各国が農業部門での対応を準備することを目的とした「抗菌剤耐性行動計画 2016-2020」を公表した。

*ポイント： 国連総会において公衆衛生関連の最大の議題だったことからわかるように、今、世界全体で緊急に取り組むべき一番の公衆衛生問題は AMR 対策です。この問題には医療をはじめとして多様な分野が関連しますが、食品分野でも深刻な問題であるとして、コーデックス委員会で今年から韓国をホスト国とする特別部会が設置され議論を開始することになりました。諸外国の食品安全担当機関でも AMR 対策に関するニュースが増えている印象です。

【EPA】 科学助言委員会：グリホサートの発がん性

米国環境保護庁 (EPA) はグリホサートの発がん性に関して議論する会議を 2016 年 10 月 18~21 日に開催する。その会議用の資料を事前に公表した。

*ポイント： EPA の会議用資料でもグリホサートの発がん性は否定されていて、改めて IARC の評価のみが孤立した状況です。

【EFSA】 食品着色料の再評価：EFSA は大規模計画を完了

欧州食品安全機関 (EFSA) は欧州委員会からの要請により、2009 年以前に認可された全ての着色料に関して新しいエビデンスを考慮して再評価を行ってきた。この大規模な作業計画が完了したことを受けて、その背景、課題及び影響について Q&A 形式で説明している。着色料については 41 種類を再評価して完了したが、2020 年の作業計画終了まで引き続き食品添加物の再評価を行っていく予定である。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. ファクトシート：鉛中毒と健康
2. 国連で、世界の指導者達が抗菌剤耐性に対応する

[【FAO】](#)

1. 農場や食品中への抗菌剤耐性の拡大を減らす
2. コーデックス委員会：FAO は各国の AMR 拡大への取り組みを支援する
3. 気候変動やその他の世界的課題に対応するために農業を変えていく

[【EC】](#)

1. GMOs：欧州委員会は GMO の食品/飼料としての使用を認可
2. 第 71 回国連総会、抗菌剤耐性に関するハイレベル会合での EU 健康食品安全コミッショナー Vytenis Andriukaitis のスピーチ
3. 専門家データベース
4. 食品獣医局（FVO）査察報告：英国、チェコ共和国
5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品着色料の再評価：EFSA は大規模計画を完了
2. 食品着色料：二酸化チタンは再評価の重要な節目となる
3. ミツバチ関連
4. ジルパテロールで治療した動物由来製品の安全性評価、提案された MRLs のレビュー及び動物の健康と福祉に関するジルパテロールの効果の評価
5. 飼料添加物関連
6. EU の多剤耐性現象を分析する統計的方法論の開発と適用：抗菌剤耐性分離株ベースのデータを用いた分析アプローチの実証
7. エディトリアル：著作者原則のレビュー
8. 世界の主導者が抗菌剤耐性対策のため国連に集う

[【FSA】](#)

1. NFCU は DNP の違法販売を標的とする作戦を行う
2. FSA 主任科学アドバイザーが抗菌剤耐性の課題について概要を説明する

[【CRD】](#)

1. 食品中残留農薬：2016 年四半期報告書

[【BfR】](#)

1. ナノ物質やその他の新素材の安全な応用と環境に優しい開発
2. 年次報告書

[【FDA】](#)

1. FDA は乳児用ミルクの表示ガイダンスを発行
2. FDA はオークランドでメニュー表示について議論するワークショップを開催
3. 企業向けガイド：食品施設登録における食品カテゴリー使用の必要性和食品カテゴリーの更新（2016 版）
4. 公示
5. 警告文書
6. Dauphin 島で、FDA の科学者はシーフードを安全にするために働く
7. 最初の主要 FSMA 遵守期限：一里塚と学んだこと

[【EPA】](#)

1. 科学助言委員会：グリホサートの発がん性

[【CDC】](#)

1. フロリダ保健当局が Wynwood のジカ対応を報告：空中散布が地元での伝染阻止に役立った可能性を根拠が示す

[【USDA】](#)

1. USDA はケージフリー卵をランク付けする：全ては期待通りであるべき
2. USDA は公衆衛生のために新しい公開データパートナーシップを発表
3. USDA は 2 つの遺伝子組換えジャガイモの規制解除予備的拡大を発表
4. 褐変しないリンゴの非規制対象状態決定拡大申請

【FTC】

1. FTC は白髪を予防あるいは元に戻すと宣伝していたサプリメント販売業者に対する略式判決で勝訴

【CFIA】

1. 表示されていない処方薬のため「Rapidcuts Shredded」カプセルリコール

【APVMA】

1. オーストラリアの伴侶動物用医薬品にニュージーランドの登録を使う提案に意見募集

【TGA】

1. TGA のプレゼン：2016 年 9 月 15 日オーストラリア補完医学会年次会合
2. 安全性助言

【NSW】

1. リコール：Stone & Wood Pacific Ale（ビール）

【MPI】

1. 無料のワークショップがウェリントンの業者に新しい食品法を理解する助けとなる

【香港政府ニュース】

1. 違法月餅製造業者強制捜査

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 説明資料（「福島産の食品を 6 年間 400t 以上輸入」報道関連）
3. 残留農薬基準を超過した穀類加工品製品の回収措置
4. 食品医薬品安全処、米の無機ヒ素の基準新設

【AVA】

1. 「Farmland ツナ不飽和油漬けチャンク」リコール

【FSSAI】

1. 食品法 10 周年の 10 のイニシアチブ

【その他】

- ・ (ProMED-mail) 汚染ハチミツー米国：グリホサート
- ・ (ProMED-mail) スコンブロイド中毒ーシンガポール：タイ産、ツナ缶、リコール

● 世界保健機関（WHO：World Health Organization）<http://www.who.int/en/>

1. ファクトシート：鉛中毒と健康

Lead poisoning and health

Reviewed September 2016

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs379/en/>

（ファクトシートを一部更新）

2016 年 6 月時点での有鉛ガソリンの使用状況に関するデータを公表した。また、WHO は多くの国において鉛塗料が現在も暴露源になっていることを懸念し、国連環境計画（UNEP）の「Global Alliance to Eliminate Lead Paint」に協力して鉛塗料の世界的な廃

絶のための活動を行っている。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 15/ 2016（2016. 07. 20）

【WHO】ファクトシート：鉛中毒と健康

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2016/foodinfo201615c.pdf>

2. 国連で、世界の指導者達が抗菌剤耐性に対応する

At UN, global leaders commit to act on antimicrobial resistance

21 September 2016

<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2016/commitment-antimicrobial-resistance/en/>

本日世界の指導者達が、抗菌剤耐性（AMR）感染症の拡大に歯止めをかけるためにかつてないレベルの注目をするよう合図を送った。各国が、2015年にAMRと戦うためにWHO/FAO/OIEが作成した「Global Action Plan on Antimicrobial Resistance」に基づき対応計画を作る責任があることを再確認した。

*第71回国連総会

The 71st session of the United Nations General Assembly (UNGA)

Dates: 19-23 September 2016

Place: New York, USA

<http://www.who.int/who-un/events/unga-71/en/>

193ヶ国の代表が集結

*Global Action Plan on Antimicrobial Resistance

<http://www.who.int/antimicrobial-resistance/global-action-plan/en/>

●国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. 農場や食品中への抗菌剤耐性の拡大を減らす

Reducing the spread of antimicrobial resistance on our farms and in our food

14 September 2016,

<http://www.fao.org/news/story/en/item/433096/icode/>

FAOの新しい行動計画は、各国がこの増加する脅威への農業部門の対応を準備するのに役立つことを目的とする。

*抗菌剤耐性（AMR）行動計画 2016-2020

Action Plan on Antimicrobial Resistance

<http://www.fao.org/3/a-i5996e.pdf>

4つの重要分野

- ・ 農家や生産者、獣医専門職、当局、政策決定者、消費者に AMR の問題について啓発
- ・ 農業部門の AMR と抗菌剤使用 (AMU) のサーベイランスとモニタリングの能力を構築
- ・ 食品と農業部門の AMR と AMU の管理強化
- ・ 食品と農業システムの優良行動規範を促進し抗菌剤の賢明な使用を薦める

2. コーデックス委員会

FAO は各国の AMR 拡大への取り組みを支援する

FAO to support countries in tackling spread of AMR

14/09/2016

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/roster/detail/en/c/433592/>

次の金曜日 (16 日) から 21 日まで、世界の指導者が国連総会で薬物耐性「スーパー耐性菌」の課題について議論する。

FAO は行動計画を発表し、各国が抗菌剤耐性の拡大に対処するための戦略開発を支援する。コーデックス委員会は各国の食品安全管理機関が食品中の抗菌剤耐性に対処するのに役立つ規格を既に策定している。2016 年には抗菌剤耐性はコーデックスで緊急に注意を向けるべき深刻な公衆衛生上の脅威であると認識し、韓国をホスト国とする抗菌剤耐性に関する特別部会を設置し、今後の構造的・長期的戦略を開発することとなった。さらに、抗菌剤耐性に関して新規作業とするためのプロジェクトドキュメントを改訂するために、英国を議長国とする作業部会を開催予定である。

3. 気候変動やその他の世界的課題に対応するために農業を変えていく

Transforming agriculture to address climate change and other global challenges

26 September 2016, Rome

<http://www.fao.org/news/story/en/item/435876/icode/>

FAO の農業委員会は食糧安全保証と持続可能な発展を達成するための革新に焦点を絞る

農業部門は、全ての人のための栄養と食料を得るためだけでなく、気候変動や抗菌剤耐性等の世界的課題に対応するためにも自己変革が必要である、José Graziano da Silva FAO 長官は言う。隔年開催している FAO の農業委員会(COAG, 26-30 September)でのスピーチ。

● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. GMOs : 欧州委員会は GMO の食品/飼料としての使用を認可

GMOs: Commission authorises GMOs for food/feed use

16-09-2016

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1711

本日欧州委員会は、GM トウモロコシ Bt11 x MIR162 x MIR604 x GA21、3つの異なる単一 GM イベントの組み合わせからなる4つの関連 GM トウモロコシ (Bt11 x MIR162 x MIR604、Bt11 x MIR162 x GA21、Bt11 x MIR604 x GA21、MIR162 x MIR604 x GA21)、二つの異なる単一 GM イベントの組み合わせからなる6つの関連 GM トウモロコシ (Bt11 x MIR162、Bt11 x MIR604、Bt11 x GA21、MIR162 x MIR604、MIR162 x GA21、MIR604 x GA21) を含む、からなる、あるいはそれらを使って生産された製品の販売を認可した。この認可は10年有効である。

2. 第71回国連総会、抗菌剤耐性に関するハイレベル会合での EU 健康食品安全コミッショナー Vytenis Andriukaitis のスピーチ

Speech by EU Commissioner for Health and Food Safety Vytenis Andriukaitis at the 71st UN General Assembly, high-level meeting on antimicrobial resistance
New York, 21 September 2016

http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-16-3147_en.htm

スピーチ文を公開。

3. 専門家データベース

Database of Experts

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/experts/database/index_en.htm

特定分野の科学委員会の仕事に貢献したい科学者に公開されていて自分で登録できる。

4. 食品獣医局 (FVO) 査察報告

● 英国—水産物

GB United Kingdom - Fishery products

14/09/2016

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3666

2016年4月18~28日まで英国で実施された水産物管理に関する査察。管理システムは堅実に適切に行われ、ほとんどすべての水産物チェーンをカバーしている。だが、公的管理の目的と荷揚げする全ての大型漁船の検査との間にいくつかギャップがある。

● チェコ共和国—農薬の販売と使用

CZ Czech Republic - Marketing and use of plant protection products

14/09/2016

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=3665

2016年1月19～27日にチェコ共和国で実施された農薬の販売と使用についての公的管理システムを評価するための査察。よく組織だったシステムがあり、協調、協力は非常によいが、国内外での違法な/偽造品の効果的な検出に弱い。製造業者、輸入業者、再梱包業者などの管理者に関連した大規模でハイリスクな組織的リスクが全体的な優先順位付け工程の中で検討されていない。特に、チェコ共和国で販売されている PTP (Parallel Trade Permit) 農薬が法に従っていることを確かめるには不十分である。管理は全ての使用者をカバーし、使用者が規則に従うことを確かめるのにふさわしい。使用者の検査養成知識のためのよく確立されたシステムが農薬の安全な使用を保証する。

5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2016年第37週～第38週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産ヨシキリザメ切り身の水銀(1.3 mg/kg)、ラトビア産エストニア経由食品サプリメントの未承認物質シルデナフィル及びシルデナフィルチオノ類似体(チオシルデナフィルとチオジメチルシルデナフィル)、チェコ共和国産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィル・シルデナフィルチオノ類似体(チオジメチルシルデナフィル)及びジメチルシルデナフィル、中国産香港経由食品サプリメントの未承認物質シルデナフィル及びシルデナフィルチオノ類似体(チオシルデナフィル)、英国産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィル、中国産フランス経由陶磁器セットからのカドミウム(0.452 mg/dm²)及びコバルト(0.459 mg/dm²)の溶出、未承認物質シネフリンとカフェインを含む米国産食品サプリメント、ポルトガル産食品サプリメントの未承認物質シネフリン(8000 mg/kg)及びフェネチルアミン誘導体(ホルデニン: 19 mg/kg)、ウガンダ産エチオピアナスのジメトエート(0.22 mg/kg ; 0.17 mg/kg)及び未承認物質プロフェノホス(0.022 mg/kg)、トルコ産痩身用食品サプリメントの未承認物質シブトラミン(9.2 mg/item)、中国産香港経由スパゲッティスプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.0118; 0.0115; 0.012 mg/kg)、スリランカ産生のバージンココナッツオイルのベンゾ(a)ピレン(25.2 µg/kg)及び多環芳香族炭化水素(PAH 4: 128.9 µg/kg)、ハンガリー産雑穀粉のアトロピン(23.5 µg/kg)及びスコポラミン(9.5 µg/kg)、スロベニア産生きたイガイの下痢性貝毒(DSP)・オカダ酸(920 µg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

ベトナム産冷凍メカジキ切り身の水銀(1.45 mg/kg)、エチオピア産 fasika スパイスのアフラトキシン(Tot. = 108.9 µg/kg)、チュニジア産チルドレッドスコープオンフィッシュ(フサカサゴ)の水銀(0.83 mg/kg)、スペイン産チルドダイオウイカリングの総揮発性塩基窒素量高含有(880 mg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換えパパイヤ、セネガル産煎ったピーナッツのアフラトキシン(B1 = 62.1; Tot. = 92.6 µg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

タイ産エネルギードリンクの着色料タートラジン(E102)及び着色料キノリンイエロー(E104)の未承認使用、スペイン産未承認新規食品ステビア葉及びステビア葉パウダー、ブラジル産チルド馬肉のサリチル酸(340 µg/kg)、イタリア産飼料用冷凍豚の臓物(肝臓、肺、腎臓)のスルファジメトキシシン(652 mg/kg)、米国産オランダ経由食品サプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸、スウェーデン産食品サプリメントの未承認成分(αリボ酸)、ベトナム産冷凍エビのドキシサイクリン(167; >250 µg/kg)、中国産食品サプリメントの未承認販売(マカの根 *Lepidium meyenii*)及び未承認新規食品成分アグマチン硫酸、ベトナム産英国経由乾燥アンチョビの未承認照射、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 310.3; Tot. = 373.7 µg/kg)、台湾産原料中国産プラスチック皿からのメラミンの溶出(3.56 mg/kg)、イラン産ピスタチオ穀粒のアフラトキシン(B1 = 80.6; Tot. = 90.0 µg/kg)、インド産飼料用ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 190 µg/kg)、トルコ産レモンのクロルピリホス(0.424 mg/kg)、香港産ゼリー菓子の摂取による窒息リスク及びコンニャク(E425)未承認、モロッコ産チルドノルウェイロブスターの亜硫酸塩高含有(211 mg/kg)、マダガスカル産殻剥きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 302; Tot. = 361 / B1 = 470; Tot. = 587 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品着色料の再評価 : EFSA は大規模計画を完了

Re-evaluation of food colours: EFSA completes major programme

14 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/160914a>

ゼリーからジャム、デザートから飲料まで、着色料は色落ちを補い、天然の色を強調し、色がないように見える食品に着色するために多くの食品に添加されている。すべての食品添加物のように、EFSA にその安全性を評価されている着色料だけを EU のリスク管理者

が使用を認可することができる。アナトー抽出物と二酸化チタンについての 2 つの意見が最近採用されたことで、EFSA は 2009 年以前に認可された全ての着色料の再評価を完了する、重要な節目に到達した。

食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する EFSA のパネル(ANS)の副議長で、着色料の再評価を付託された作業グループの議長である Ruud Woutersen 氏は、この大規模作業計画の背景、課題、影響を説明した。

この作業が行われた理由は？

多くの食品添加物は最初ずっと昔に評価され、承認されている。評価を最新のものにするために、欧州委員会は、あらゆる新しいエビデンスを考慮して 2009 年 1 月 20 日以前に認可されたすべての添加物を 2020 年までに再評価するよう EFSA に求めた。EFSA の科学的助言に基づき、欧州委員会と加盟国はその後、消費者を保護するために、添加物の使用状況を変えるかどうか、あるいは必要であれば、EU の食品添加物認可リストから外すかどうかを決定する。着色料は認可された最初の添加物なので、その再評価は優先されている。

作業には何が含まれていたのか？

全体として、ANS パネルは 41 の着色料を再評価した。私たちは全ての入手可能な、関連する科学研究や毒性に関するデータとヒトの暴露をレビューし、そこからその物質の安全性に関する結論を引き出した。評価の一部として、パネルは可能なら一すなわち、十分な情報が入手可能な時には一それぞれの物質に許容一日摂取量(ADI)を設定した。最初のバッチの 6 つの再評価は 2009 年に行われ、多くの着色料の再評価は 2012 年までに完了した。当時と現在の間には、パネルは多くのほかの食品添加物も再評価し続け最終化した。例えば、2013 年には甘味料アスパルテームの再評価を完了した一作業の重要な一部分である一そして多くの保存料や抗酸化剤を完了した。

課題は何だったのか？

食品添加物の安全性を再評価するための私達の能力は、科学的データを入手できるかどうか大いに左右される。新しい添加物では、申請者は詳細な科学的及び毒性学的情報を提出するよう求められる。これは再評価には当てはまらない。十分なデータがない場合には、評価は結論が出ないままになり；あるいはパネルは、2009 年にサンセットイエローにしたように暫定 ADI を設定できるが、これは 2014 年に再検討された。2007 年以降 EFSA は食品添加物について 15 のデータ要請を開始しており、そのうちの 6 つは着色料に関連している。新しい濃度データが入手できるようになったおかげで、例えばカラメル色素(2012)とアルラレッド(2015)の詳細暴露評価を行えるようになった。

再評価の影響はどの程度？

新しい情報に照らして、EFSA はいくつかの着色料の ADI を下げた。結果として 2012 年には欧州委員会は食品に使用されるこれらの着色料のうち 3 つ(E 104, E 110, E 124)の最大量を下げた。別の重要な影響は 2007 年の着色料レッド 2G (E 128)の市販取り消しだった。この時は新しい科学的証拠が入手可能となり、この食品添加物の使用は安全上の懸念とな

る恐れがあると示した。EU の意思決定者は、この着色料はヒトに安全だとみなすことはできないとする EFSA に同意し、その後 EU の使用リストから外した。

この作業が終了すると、次は？

着色料の再評価の完了は EFSA の重要な節目である。だが、私達の作業はここで終わらない。2020 年までに再評価する食品添加物がまだ山のようにある。そしてもちろん、私たちは新しく入手可能な科学的情報や使用状況の変化に照らして、着色料やほかの添加物をレビューするために委員会からのあらゆる臨時の要請や独自に課した活動の一環として、答える準備がある。

飼料着色料については？

食品添加物として使用される着色料は飼料添加物としての使用も認可されている可能性がある。その安全性評価は別の規制の枠組みによる異なるデータ要請で、EFSA の動物用飼料に使用する添加物及び製剤又は物質に関する科学パネル(FEEDAP)が行っている。そのリスク評価アプローチと入手可能な科学的情報の検討における一貫性を確認するために、パネル間でその科学的作業を協力している。例えば、着色料パテントブルーV の安全性評価(2013)では、ANS パネルは FEEDAP パネルも使用した研究からのデータを含んでいる。

思い返すと、あなたはこの成果から何を得ましたか？

人は学ぶのに年を取りすぎているということは決してない、そして私は他の科学的分野の同僚とともにこれらの複雑な評価に取り組む中で会合ごとに何か新しいことを発見する。この作業での私の主な科学的役割は一認証された毒性病理学者として一かなり特殊なものである。だから私にとって、例えば動物実験が市販されている成分で行われているかどうかを決定できるように、成分の規格について化学者と生化学者の評価した意見を聞くことは重要なことである。ヒトに関する潜在的な影響について医師と疫学者から受け取った情報も同じように重要である。

私達の暴露評価の専門家も最終結論を形成するのに大変役立っている；人がどのくらい暴露する恐れがあるかを知って初めて消費者のリスクの可能性を推定できる。だから、欧州の消費者の安全性に寄与することを非常に誇りに思うのと同じように、この作業の学際的性質はパネルと作業グループに参加するための重要な動機であり、今後もそうであり続けるだろう。

- ・ ニュース記事：食品着色料：二酸化チタン再評価

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/160914>

- ・ 食品添加物としての二酸化チタン(E171)の再評価に関する科学的意見

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4545>

- ・ 食品添加物としてのアナトー抽出物(E 160b)の安全性に関する科学的意見

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4544>

2. 食品着色料：二酸化チタンは再評価の重要な節目となる

Food colours: titanium dioxide marks re-evaluation milestone

14 September 2016

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/160914>

EFSA は 2009 年以前に EU で使用が許可された全ての着色料の再評価を完了した。最後の再評価として、EFSA の専門家は、食品中の二酸化チタン (E171) の入手可能なデータは消費者の健康上の懸念を示さないと結論した。だが、許容一日摂取量(ADI)を設定するためには生殖系への影響のデータギャップを埋めるために、新しい研究を行うよう助言した。

過去 7 年間以上、EFSA の食品添加物及び食品に添加される栄養源に関するパネル(ANS)は、すべての入手可能な科学研究とデータを考慮して 41 の食品着色料の安全性を再評価している。可能であればパネルは各物質の ADI を設定、更新している。

ANS パネル副議長である Ruud Woutersen 氏は述べた：「着色料再評価の完了は EFSA の重要な節目であるが、私達の作業はここで終了しない。まだ、2020 年までに再評価すべき相当数の食品添加物がある。そしてもちろん、新たに入手できる科学的情報を考慮して、着色料と他の添加物をレビューするために欧州委員会からのあらゆる追加要請に答える準備がある。」(リンク：Woutersen 教授との完全インタビュー)

二酸化チタンの入手可能な毒性データは経口摂取での有害影響を示唆しない。ANS パネルはデータが限られるため二酸化チタンの ADI を設定できず、安全性マージンアプローチを用いて食事暴露は健康上の懸念を起さないと結論した。だが専門家たちは、二酸化チタンの生殖系に起こりうる影響についてのデータギャップを埋める新たな研究の必要性を強調した。

二酸化チタンとは？

二酸化チタンは一般に混濁効果と白い地色に使用される顔料である。その主な食品利用は菓子、パン、ソースであるが、化粧品にも見られ、多く商業利用されている。摂取後、ほとんどの二酸化チタンは変化しないまま体内を通過して排泄物となるが、少量（最大 0.1%）は胃腸で吸収され各種器官に分布する可能性がある。

食品グレードの二酸化チタンは、現在の欧州委員会のナノ物質の定義についての助言ではナノ物質と考えられていないが、最大 3.2 重量%のナノ粒子（100 ナノメートルより小さいサイズ）を含む可能性がある。EFSA の専門家はそのため、二酸化チタンの食品グレードと非食品グレード（ナノサイズを含む）で研究を評価した。非食品グレードの二酸化チタンの数少ない研究では生殖系について有害影響の可能性のあることを示唆した。

安全性マージンとは？

食品添加物の分野では、ADI を設定するのに不十分なデータしかないときには、リスク評価者は現在の暴露に潜在的な懸念があるかどうかを決定するために安全性マージンを計算する。一般的に、100 かそれ以上の安全性のマージンがあれば公衆衛生の懸念になるとは考えられない。

食品グレードの二酸化チタンの最も現実的なシナリオでは、高摂取群の子ども（最も多く暴露する集団）の安全性のマージンは 150 で、多くのシナリオではマージンは数倍高かった。

より多くのデータが必要

食品グレードの二酸化チタンの追加検査 — 拡大 90 日間試験または多世代あるいは現在の OECD ガイドラインによる拡大一代生殖毒性試験 — が起こりうる生殖影響を明らかにし、ADI を導出するのにより包括的なデータを提供するのに役立つだろう。EFSA の専門家は新しい毒性データを作り出す試験アプローチを決める際に動物の福祉を考慮に入れるよう助言した。

* 食品添加物としての二酸化チタン(E171)の再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of titanium dioxide (E171) as a food additive
EFSA Journal 2016;14(9):4545 [83 pp.]. 14 September 2016

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4545>

背景

二酸化チタンは何年もの間 EU において食品への使用が認められている。ANS パネルによるこの新しい評価は、2009 年 1 月以前に認可された全ての食品添加物の再評価の一部である (EU 規則 (No) 257/2010)。

委員会の助言 2011/696/EU の下で、ナノ物質とは、一つ以上の次元でサイズ範囲 1-100 nm (100 ナノメートルは 0.0001 mm と等しい) で、サイズ分布数で少なくとも 50%を構成するべきである。

食品添加物として使用される二酸化チタンの粒子サイズに特別な制限はないので、食品グレードの二酸化チタンは主に大きな顆粒でナノ粒子の含量は限られている。

3. ミツバチ関連

- 特別サイト：毒性を追跡する

Tracking toxicity

by David Spurgeon 14.09.16

<http://efsa4bees.efsa.europa.eu/content/tracking-toxicity>

長期暴露や混合暴露の実験についての説明。科学者の苦勞が語られている。

- 攻撃されているミツバチ：科学は問題を解決できるか？

Bees under attack: Can science solve the problem?

http://www.efsa.europa.eu/interactive_pages/bees/BeesUnderAttack

インタラクティブページ

- ミツバチ (セイヨウミツバチ、ハキリバチ、セイヨウオオマルハナバチ) の農薬と汚染物質の異なる二元混合物の慢性経口致死及び致死量以下の毒性

Chronic oral lethal and sub-lethal toxicities of different binary mixtures of pesticides and contaminants in bees (*Apis mellifera*, *Osmia bicornis* and *Bombus terrestris*)

EFSA-Q-2013-00424

14 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1076e>

4. ジルパテロールで治療した動物由来製品の安全性評価、提案された MRLs のレビュー及び動物の健康と福祉に関するジルパテロールの効果の評価

Review of proposed MRLs, safety evaluation of products obtained from animals treated with zilpaterol and evaluation of the effects of zilpaterol on animal health and welfare
EFSA Journal 2016;14(9):4579 [17 pp.]. 19 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4579>

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の第 81 回会合で、欧州委員会は EFSA にジルパテロールの評価をレビューし、動物の健康と福祉に関し成分の潜在的影響を評価するために入手可能な科学的文献を評価するよう求めた。ジルパテロールは数か国で畜牛の動物用医薬品として成長促進目的で使用されているが、欧州連合では禁止されている。JECFA はヒトに見られる神経学的影響に基づき、急性参照用量と許容一日摂取量 0.04 µg/kg 体重(一日あたり)を導出し、暴露評価を行った後、畜牛の腎臓に 3.3 µg/kg、肝臓に 3.5 µg/kg、筋肉に 0.5 µg/kg のジルパテロール最大残留基準(MRLs)を推奨した。全体として、EFSA は JECFA によるジルパテロールの MRLs 設定のアプローチを理解できると考えた。動物の健康と福祉に関するジルパテロールの影響を調査する入手可能な文献は限られているが、畜牛の死亡率、心拍数、呼吸数、敵対行動が増加する可能性を示している。だが、畜牛に推奨量でジルパテロールを投与することと観察された影響の関連を明確にすることはできない。

5. 飼料添加物関連

- 離乳子豚用、鶏肥育用、七面鳥肥育用の Lavipan® (*Lactococcus lactis* B/00039, *Carnobacterium divergens* KKP 2012p, *Lactobacillus casei* B/00080, *Lactobacillus plantarum* B/00081 and *Saccharomyces cerevisiae* KKP 2059p)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Lavipan® (*Lactococcus lactis* B/00039, *Carnobacterium divergens* KKP 2012p, *Lactobacillus casei* B/00080, *Lactobacillus plantarum* B/00081 and *Saccharomyces cerevisiae* KKP 2059p) for weaned piglets, chickens for fattening and turkeys for fattening

EFSA Journal 2016;14(9):4555 [14 pp.]. 12 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4555>

全ての系統は同定され、懸念された抗生物質耐性は検出されなかった。的確な安全性推定(QPS)アプローチに従い、これらの系統は対象種、この添加物を与えられた動物由来製品の消費者、環境に安全だと思われる。Lavipan®は推奨量で鶏肥育用の性能を改善する可能性がある。離乳子豚と七面鳥肥育用の飼料に添加する際の有効性の結論は出せなかった。Lavipan®はジクラズリル、サリノマイシンナトリウム、デコキネート、マデュラマイシン、ナラシン+ナイカルバジンと適合性がある。

- 雌豚用、子豚用、豚肥育用、七面鳥肥育用、子牛用飼料添加物としての BioPlus 2B® (Bacillus subtilis DSM 5750 と Bacillus licheniformis DSM 5749)の安全性と有効性
Safety and efficacy of BioPlus 2B® (Bacillus subtilis DSM 5750 and Bacillus licheniformis DSM 5749) as a feed additive for sows, piglets, pigs for fattening, turkeys for fattening and calves

EFSA Journal 2016;14(9):4558 [19 pp.]. 12 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4558>

FEEDAP パネルは飼料に使用する際の添加物の再評価と飲料水への新しい仕様を評価するよう求められた。飼料の評価のテーマは現在認可されているより 10 倍以上の濃度の製剤の BioPlus 2B® 10 である。この活性物質は関連する抗生物質に影響を受けやすく、毒素を生じる可能性は示さない。その結果、的確な安全性推定(QPS)アプローチの求める資質を満たし、対象種、消費者、環境に安全だと思われる。BioPlus 2B®と BioPlus 2B® 10 は同量を供給して使用するには同等だと考えられる。BioPlus 2B®は飼料や飲料水に提案された用量で子豚（離乳、授乳と離乳）、肥育用豚、飼育用雌豚と子牛の性能を改善する可能性がある。雌豚の完全生殖周期を超えて使用すると子豚の死亡率を減らす可能性がある。七面鳥肥育用に BioPlus 2B®の有効性の結論は出せなかった。

6. EU の多剤耐性現象を分析する統計的方法論の開発と適用：抗菌剤耐性分離株ベースのデータを用いた分析アプローチの実証

Development and application of statistical methodology for analysis of the phenomenon of multi-drug resistance in the EU: demonstration of analytical approaches using antimicrobial resistance isolate-based data

EFSA-Q-2014-00537

9 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/1084e>

外部科学報告書

7. エディトリアル：著作者原則のレビュー

Editorial: Review of authorship principles

EFSA Journal 2016;14(9):e14091 [3 pp.]. 15 September 2016

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/e14091>

EFSA の出版物の著作権者はこれまで専門委員会として個人に対しては認めてこなかったが、見直すことにした。科学報告の作成における役割を分類して、それぞれへの寄与が基準以上である人を著者として名前を記載し、その他は謝辞に入れる、などの改訂を行った。

8. 世界の主導者が抗菌剤耐性対策のため国連に集う

World leaders gather at UN to address antimicrobial resistance

21 September 2016

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/160921>

EFSA は抗菌剤耐性 (AMR) 対策に貢献し続ける。EFSA の専門家は現在、動物での抗菌剤の使用とニーズをどのように減らすべきかに関する科学的意見の作業を行うとともに、残留抗菌剤を含む乳を与えられた仔牛による抗菌剤耐性新興リスクの評価も行っている。その作業では、EFSA は欧州疾病予防管理センター (ECDC) や欧州医薬品庁 (EMA) と協力している。EFSA による AMR 作業に関する動画や資料等を紹介。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. NFCU は DNP の違法販売を標的とする作戦を行う

NFCU carries out operation targeting illegal sale of DNP

13 September 2016

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2016/15506/nfcu-operation-illegal-sale-of-dnp>

国家食品犯罪ユニット (NFCU) と Ards および North Down 自治区議会は、2,4-ジニトロフェノール (DNP) の違法販売を標的とした事前対策的犯罪捜査の一環として、本日北アイルランドの County Down の Bangor にある二つの施設で捜査令状を執行した。北アイルランド警察も同行した。

一ヶ所からは DNP と思われる多量の物質が、カプセルおよび原料の状態で見つかった。この件に関連して 43 才の男性から話を聞いている。

DNP はヒトの摂取には適さない非常に有害な物質で、脂肪燃焼サプリメントとして誤用され、英国で多数の死者の原因となっている。FSA の食品犯罪ユニット長 Andy Morling は、「昨年 DNP は 6 人の死亡の原因となった。本日の多機関作戦は NFCU が英国での DNP の違法販売をどれだけ重くみているかを示すものである。あなたがもし DNP をオンラインやオフラインで売っていたら、我々はきっと見つける」と述べた。

DNP には生化学研究や化合物の製造に合法的な使用分野があるため、販売されていることは違法ではないが、ヒト摂取用に販売すると違法である。

2. FSA 主任科学アドバイザーが抗菌剤耐性の課題について概要を説明する

FSA Chief Scientific Adviser outlines the challenges of Antimicrobial Resistance

21 September 2016

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2016/15523/challenges-of-antimicrobial-resi>

[stance](#)

FSA の主任科学アドバイザーである Guy Poppy 教授が最新科学報告書を発表した。これは抗菌剤耐性(AMR)の背景にある科学について検討し、この問題における食品の役割についての最新知見を提示した。

この報告書はニューヨークの国連本部での AMR に関するハイレベル会合の開催に合わせて発表された。

Guy Poppy 教授は言う：抗菌剤耐性はより多くの感染症の治療が困難あるいは不可能になることを意味する。2050 年までに世界中で年 1000 万人の人が死亡すると推定されている。FSA の仕事は食品に関連する消費者保護で、そのため抗菌剤耐性問題における食品の役割が問題である。この問題は不可避であるが遅らせることはできる。我々は食品のサプライチェーン全体での取り組みが必要である。

以下、報告書やインフォグラフィックス等を紹介。

● 英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) <http://www.pesticides.gov.uk/>

1. 食品中残留農薬：2016 年四半期報告書

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2016

8 September 2016

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2016>

第 1 四半期報告書

2016 年は果物及び野菜について最大 388 農薬を調査する予定である。第 1 四半期は、17 食品の 476 検体を調査し、MRL 超過は 27 検体であった。ただしチーズ（プロセス）18 検体と加工生鮮果物 2 検体の塩素酸の知見は違反とは考えない。

健康影響の可能性があるのはレタス（ジチオカルバメート 13.65mg/kg）と桃（ジチオカルバメート 3.01mg/kg）であった。

今回塩素酸について、農薬以外の発生源を考慮して MRL のレビューが必要かどうかの根拠を得るために検査をした。EU では除草剤としての塩素酸ナトリウムの使用は認められていない。塩素酸の由来としては食品の微生物学的安全性確保のための塩素ベースの殺菌剤処理の可能性が高い。MRL はこれらを考慮する必要がある。現在全ての食品にデフォルトの MRL 0.01mg/kg が適用されている。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<http://www.bfr.bund.de/>

1. ナノ物質やその他の新素材の安全な応用と環境に優しい開発

Application-safe and environmentally friendly development and use of nanomaterials and other new materials

19.09.2016

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2016/35/application_safe_and_environmentally_friendly_development_and_use_of_nanomaterials_and_other_new_materials-198568.html

一連邦当局は共同研究戦略「ナノテクノロジー—ナノ物質の健康環境リスク」を更新—

2008年以降、新素材の急速な開発に関与してきた環境や安全性に責任のある連邦機関、すなわち連邦職業安全健康研究所(BAuA)、連邦材料研究検査研究所(BAM)、連邦リスク評価研究所(BfR)、国立計量学研究所(PTB)、ドイツ環境機関(UBA)、が長期研究戦略を採択した。労働者や消費者、環境保護の目標はナノ素材を超えて他の革新的素材にも拡大した。

2. 年次報告書

<http://www.bfr.bund.de/cm/364/bfr-annual-report-2015.pdf>

・ 2015年のメイントピックス

グリホサートの健康リスク評価 (多くのページ数割いている)

真正性試験、食事調査

・ 食品安全

金属ナノ粒子の経口摂取 (ナノ銀をサプリメントなどでとり続けると腸粘膜のバリア機能が損なわれる)、食品中のホルモン活性物質 (大豆イソフラボン強化製品は薦めない、など)、スポーツ食品評価、3-MCPDとその脂肪酸エステル、寄生虫、など

・ リスクコミュニケーション

例：菜食主義 (乳幼児にはリスク)

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDAは乳児用ミルクの表示ガイダンスを発行

FDA Issues Guidance for the Labeling of Infant Formula

September 16, 2016

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm520704.htm>

FDAは、乳児用ミルクの製造・販売業者が表示規則に従うのを助けるためのガイダンスを発表した。

* 事業者向けガイダンス：乳児用ミルクの表示

Guidance for Industry: Labeling of Infant Formula

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/ucm517113.htm>

2. FDA はオークランドでメニュー表示について議論するワークショップを開催

FDA to Hold Public Workshop in Oakland, CA to Discuss Menu Labeling

September 15, 2016

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm520684.htm>

FDA は、事業者がカロリーや他の栄養表示に関する要件を遵守できるよう支援するためのワークショップを 2016 年 11 月 16～17 日にオークランドで開催する予定である。

チェーンレストランのメニューへの栄養情報表示に関する規制の遵守日は 2017 年 5 月 5 日である。

3. 企業向けガイド：食品施設登録における食品カテゴリー使用の必要性と食品カテゴリーの更新（2016 版）

Guidance for Industry: Necessity of the Use of Food Product Categories in Food Facility Registrations and Updates to Food Product Categories (2016 Edition)

Page Last Updated: 09/26/2016

<http://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Guidances/ucm324778.htm>

いくつか更新

4. 公示

Stiff Bull ハーブコーヒーには表示されていない医薬品成分が含まれる

Public Notification: Stiff Bull Herbal Coffee contains hidden drug ingredient

9-16-2016

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm521130.htm>

FDA の検査でデスメチルカルボデナフィルが検出された。製品の写真を掲載。

5. 警告文書

- Salud Natural Entrepreneurs, Inc. 4/8/16

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2016/ucm519400.htm>

アロエベラジュースや尿路系茶などの各種ダイエットサプリメントの抗菌、抗炎症、コレステロール低下、糖尿病管理などの宣伝が未承認新規医薬品、CGMP 違反、不正商標表示（非常に長い違反項目）。

- Rio Loco Dairy Farms LLC 8/31/16

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2016/ucm518777.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品アンピシリン

● Harrington House Ltd 9/2/16

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2016/ucm519584.htm>

各種ハーブやエッセンシャルオイルや石けん製品の抗炎症、血流促進、不眠や不安解消、抗菌、湿疹やニキビに有効、肌の色を明るくするなどの宣伝が未承認新規医薬品

6. Dauphin 島で、FDA の科学者はシーフードを安全にするために働く

On Dauphin Island, FDA Scientists Work to Keep Seafood Safe

Posted on September 14, 2016 by FDA Voice

By: Capt. William Burkhardt III, Ph.D.

<http://blogs.fda.gov/fdavoiced/index.php/2016/09/on-dauphin-island-fda-scientists-work-to-keep-seafood-safe/>

メキシコ湾の堡礁島で、20 人あまりの科学者と FDA 職員が FDA の唯一の海洋研究室で共通の目的にむかっている：汚染されたり安全でないシーフードから消費者を守ること。

私は FDA の湾岸シーフードラボ(GCSL)の所長で、ここでは化学および生物学的ハザードの検出を行っている。シーフードを汚染する可能性のある抗生物質やその他水産養殖に使われる化合物、海での掘削により生じる石油化合物、天然のマリンバイオトキシン、海水中の微生物やウイルスなどの検出や同定に最新技術を用いている。魚が汚染される可能性のある災害時やシーフード関連アウトブレイクの際にも協力する。

7. 最初の主要 FSMA 遵守期限：一里塚と学んだこと

First Major FSMA Compliance Dates: Landmarks and Learning Experiences

Posted on September 19, 2016 by FDA Voice

By: Stephen Ostroff, M.D., and Howard Sklamberg, J.D.

<http://blogs.fda.gov/fdavoiced/index.php/2016/09/first-major-fsma-compliance-dates-landmarks-and-learning-experiences/>

「タイヤと道路が出会うところ（正念場）」という文章は、いろいろな物事について使われるが、慎重に練った計画が実践で試されることを指す。それが、本日我々が到達した FSMA の最初の主要法令遵守日である。

今日から大規模事業者は、我が国の食中毒頻度を減らすために開発された、ヒトと動物の食品のための予防的管理規則のいくつかの新しい基準に従わなければならない。大規模ヒト食品施設は予防的管理と近代化 CGMP 基準を満たし;大規模動物用飼料施設は CGMP 基準を満たさなければならない。

この予防的管理規則は 2015 年 9 月に最終化された FSMA の 7 つの基本規則の最初の 2 つである。FSMA は 2011 年に法律として署名された。

(これまでの苦難の道のりとこれからの決意を語っている。)

-
- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. FIFRA Scientific Advisory Panel

科学助言委員会：グリホサートの発がん性

Carcinogenic Potential of Glyphosate

Last updated on September 15, 2016

<https://www.epa.gov/sap/carcinogenic-potential-glyphosate>

2016年10月18～21日開催の会議の告知

*会議用資料

Glyphosate Issue Paper: Evaluation of Carcinogenic Potential

EPA's Office of Pesticide Programs

September 12, 2016

https://www.epa.gov/sites/production/files/2016-09/documents/glyphosate_issue_paper_evaluation_of_carcinogenic_potential.pdf

グリホサートの変異原性は否定、発がん性も否定した内容となっている。

分類としては「人発がん性の可能性はありそうにない」“not likely to be carcinogenic to humans”

-
- 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）

<http://www.cdc.gov/>

1. フロリダ保健当局が Wynwood のジカ対応を報告：空中散布が地元での伝染阻止に役立つ可能性を根拠が示す

Florida health officials report on response to Zika in Wynwood; evidence shows aerial spraying likely helped interrupt local transmission

September 23, 2016

<https://www.cdc.gov/media/releases/2016/s0923-zika-aerial-spraying-wynwood.html>

アウトブレイクが発生した特定地域において、地上での殺虫剤散布を徹底しても感染が広がり続けたが、空中からの成虫と幼虫の両方を標的にしたナレドと Bt 剤（*Bacillus thuringiensis*）の散布を始めてからは流行が急速に止んだ。

*MMWR

Local Mosquito-Borne Transmission of Zika Virus — Miami-Dade and Broward Counties, Florida, June–August 2016

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA はケージフリー卵をランク付けする：全ては期待通りであるべき

USDA Graded Cage-Free Eggs: All They're Cracked Up To Be

September 13, 2016

<http://blogs.usda.gov/2016/09/13/usda-graded-cage-free-eggs-all-theyre-cracked-up-to-be/>

卵を購入する際、消費者はその卵がどうやって生産されたかについても卵そのものと同じくらい重視する。オーガニック、地元産、ケージなし、放し飼いなどたくさんの宣伝文句が並ぶ。それらが本当かどうかを USDA の AMS が年に 2 回農場を訪問して認証する。

卵の表示には以下のようなものがある。

- ・ グレード (新鮮さや殻の状態など品質に関するもの) AA、A、B
- ・ 大きさ
- ・ 色
- ・ 受精状態 (受精しているかどうかは栄養等に差はない)
- ・ 100%ナチュラル (全ての卵はオールナチュラルの定義を満たす)
- ・ オーガニック
- ・ ケージなし (戸外に出る必要はない)
- ・ 放し飼い (戸外に出る)
- ・ 抗生物質不使用
- ・ ホルモン不使用 (鶏に使用できるホルモンはない)
- ・ ビタミン強化 (栄養成分表示参照)
- ・ オメガ 3 強化 (卵 1 個当たり 30mg から 100~200mg 多い)

2. USDA は公衆衛生のために新しい公開データパートナーシップを発表

USDA Announces New Open Data Partnership for Public Health

September 16, 2016

<https://www.ars.usda.gov/news-events/news/research-news/2016/usda-announces-new-open-data-partnership-for-public-health/>

ー8 万以上のブランド名と詳細栄養情報を含むブランド食品データベースを発表ー

Tom Vilsack 農務省長官は、USDA ブランド食品データベースを公式に発表した。

* USDA Food Composition Databases

<https://ndb.nal.usda.gov/ndb/>

3. USDA は 2 つの遺伝子組換えジャガイモの規制解除予備的拡大を発表

USDA Announces Preliminary Extension of Deregulation to Two GE Potato Lines

Published: Sep 22, 2016

https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/news!/ut/p/z1/fVLJbsIwFPyWHnI0fmEJO_FsolEUUKrH7Er3AIwkQOziGlr-voZUqaMHywWPPjGcsc8HnXEg8JhGaREncWbwQXtAfl_cxgj67df3FviTYa_RHUARBhU-uyYMpx0P_NZ4Mh7U3Ea3XuLisX7Kfw07PQea5N-6_aWf3eDO8MHqxfWft3mKP4QHHj0uop0Kv8v7MizVIi40rUmTLhy03Y6NyZ4dcA_ALMRqSWJBU2GQOHCSdMEUH_pPGKjd8fi3hC1u4eq9wu-3x2TGhDz6RSqc20egcP1smK75w3TJiHZYMPPRYuUwhw3U1ZBWsh1iYmnl1XjnUufxk9qoyWa_Fz4XSyUNfZ5TZnGSBxcoTbBLQo365ECogaSPXCuVXkBucEux2q1IBvilOsglpVaRX07DU7CyXe36l8aauKwIrnfmMqg7EBHLEGjmM1AMrc_kGfprJ7Ydv1mKmElSoNm33_6Am686LQ!/dz/d5/L2dBISevZ0FBIS9nQSEh/?urile=wcm%3Apath%3A%2Faphis_content_library%2Fsa_newsroom%2Fsa_stakeholder_announcements%2Fsa_by_date%2Fstakeholder-announcements-2016%2Fsa-09%2Fge-potato-extension

J.R. Simplot 社による葉枯れ病耐性低アクリルアミド低黒変低還元糖ジャガイモ 2 系統に規制解除を拡大する。

2 つの遺伝子組換えジャガイモの非規制対象状態決定拡大申請

Petition to Extend Determination of Nonregulated Status to Two GE Potato Lines

Sep 23, 2016

https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/biotechnology/sa_environmental_documents/sa_environmental_assessments/simplot_x17_v9_ext

4. 褐変しないリンゴの非規制対象状態決定拡大申請

Petition to Extend Determination of Nonregulated Status to Non-Browning Apple

Sep 23, 2016

https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/biotechnology/sa_environmental_documents/sa_environmental_assessments/petition_extension_16-004-01p-osf-apple

Okanagan Specialty Fruits 社の Arctic® Fuji。

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は白髪を予防あるいは元に戻すと宣伝していたサプリメント販売業者に対する略式判決で勝訴

FTC Wins Summary Judgment against Marketers of Supplement That Claimed To Prevent or Reverse Gray Hair

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2016/09/ftc-wins-summary-judgment-against-marketers-supplement-claimed>

地方裁判所判事が COORGA Nutraceuticals 社とその社長 Garfield Coore に対して、ダイエットサプリメント「Grey Defence」の白髪を予防あるいは元に戻すという宣伝を禁止する判決を出した。消費者への返金\$391,335 を支払うことも命じられた。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 表示されていない処方薬のため「Rapidcuts Shredded」カプセルリコール

Recall of Rapidcuts "Shredded" capsules due to undeclared prescription drug
September 17, 2016

<http://healthycanadians.gc.ca/recall-alert-rappel-avis/hc-sc/2016/60284a-eng.php>

脂肪燃焼などの宣伝で販売されていた「Rapidcuts Shredded」カプセル (NPN 80041658) に表示されていない処方薬成分 (塩酸ヨヒンビン) が含まれる。製品の写真を掲載。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. オーストラリアの伴侶動物用医薬品にニュージーランドの登録を使う提案に意見募集
Proposal to use New Zealand registration for Australian companion animal veterinary chemicals

Consultation period: 19 September 2016 to 4 November

<http://apvma.gov.au/node/20681>

食用ではない動物用の医薬品に、ニュージーランドで行われた評価を使うことを認める提案に意見募集。

- オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. TGA のプレゼン : 2016 年 9 月 15 日オーストラリア補完医学会年次会合

TGA presentation: Complementary Medicines Australia Annual Conference, 15 September 2016

21 September 2016

<http://www.tga.gov.au/tga-presentation-complementary-medicines-australia-annual-conference-15-september-2016>

タイトル : 規制に何が起きているか

規制組織の構成、補完医薬品の規制は透明性と予測可能性を高める、有効性の根拠の透明性を高める、市販後の監視強化、リスクに基づいたアプローチ、等

2. 安全性助言

Wolfish Shark Viagra 錠剤

Wolfish Shark Viagra tablets

20 September 2016

<http://www.tga.gov.au/alert/wolfish-shark-viagra-tablets>

TGA の検査で表示されていないシルデナフィルが検出された。製品の写真を掲載。

- オーストラリア・ニューサウスウェールズ州食品局 (The NSW Food Authority)

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/>

1. リコール : Stone & Wood Pacific Ale (ビール)

Recall: Stone & Wood Pacific Ale

14 September 2016

<http://www.foodauthority.nsw.gov.au/news/recallsandadvisories/product-recall-stone-and-wood-pacific-ale>

Stone & Wood Brewing Co.が、Stone & Wood Pacific Ale について化学物質 (洗浄液) 汚染の可能性があるとリコールした。

- ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 無料のワークショップがウェリントンの業者に新しい食品法を理解する助けとなる

Free workshops help Wellington businesses with new food law

27 Sep 2016

<http://mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/free-workshops-help-wellington-businesses-with-new-food-law/>

10月3日月曜日、MPIが新しい食品法（Food Act）に関する無料ワークショップを開催する。事業者が守るべき項目についてナビゲーションするウェブツールも紹介する予定である。

* Where Do I Fit?

<http://mpi.govt.nz/food-safety/food-act-2014/where-do-i-fit/>

* Food Act 2014

<http://mpi.govt.nz/food-safety/food-act-2014/>

(2016年3月1日発効)

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. 違法月餅製造業者強制捜査

Illicit mooncake makers arraigned

September 13, 2016

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2016/09/20160913_191824.shtml

食物環境衛生署はオンラインで月餅を販売していた未承認食品工場 5ヶ所を強制捜査した。人々には食品をオンラインで購入する際には注意するよう呼びかけた。

● 韓国食品医薬品安全処（MFDS : Ministry of Food and Drug Safety）

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

● 2016.9.9.~2016.9.22

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=33561>

2. 説明資料（「福島産の食品を6年間400t以上輸入」報道関連）

輸入食品政策課 2016-09-20

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=33498>

連合ニュース、国民日報などの9月19日「日本福島産の食品を6年間400t以上輸入」報道内容に対して次のように説明する。

食品医薬品安全処は、福島産を含む全ての日本産食品に対して毎輸入時ごとに放射能精密検査を実施して放射能汚染のない安全な食品だけを国内に輸入している。放射能精密検査結果で放射性物質（セシウム、ヨウ素）が微量でも検出されれば輸入を遮断している。また、福島産食品は福島の食品製造会社が加工した食品であって、該当の製品の原料が福島で生産されたということの意味することではない。

3. 残留農薬基準を超過した穀類加工品製品の回収措置

食品管理総括課 2016-09-23

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&seq=33566>

食品医薬品安全処は、京畿道の食品等輸入・販売会社が輸入・小分け・流通したオート麦製品から残留農薬であるグリホサートが基準（0.05 mg）超過検出された（0.23 mg/kg）ため、該当の製品を販売中断及び回収する。

4. 食品医薬品安全処、米の無機ヒ素の基準新設

畜産物基準課/汚染物質課 2016-09-12

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=33419&cmd=v>

食品医薬品安全処は、米の安全管理を強化するために米の無機ヒ素基準を 0.2 ppm (mg/kg) 以下に設定すると9月12日発表した。

今回の基準設定は、2013年から2015年まで国内流通米の無機ヒ素含量（0.01～0.16 ppm）を調査してリスク評価結果を反映したものである。参考として、新設された基準は国際食品規格委員会(Codex)、EU、中国などと同様で、日本と米国は米の無機ヒ素基準を設定していない。

※ 米国は米を含む離乳食について無機ヒ素 0.1 mg/kg 以下管理

乳幼児が食べる離乳食や菓子などの米を原料に使う加工食品は、米含有の割合によって今回設定された基準が適用される。今後の実態調査によって無機ヒ素の基準設定を検討する計画である。

※ 離乳食中の米含有量が50%の場合、無機ヒ素基準は0.1 ppm 適用

食薬処は、国内流通米の無機ヒ素汚染実態調査及びリスク評価の結果、我が国の国民の無機ヒ素リスクは懸念しなくてもよい水準であると、韓国国民が毎日米飯を食べても安全な水準だと説明した。韓国の国民1人当たりの米摂取量は一日平均170g（米飯一碗は約100g相当）で、米から摂取する無機ヒ素はPTWIの13%水準である。

※ 暫定耐容週間摂取量 (Provisional Tolerable Weekly Intake, PTWI) : 一生の間毎週摂取しても健康に有害な影響が現われない量で、無機ヒ素は「9.0 μg/体重 kg/週」である

食薬処は、今後も米の無機ヒ素汚染度の調査を持続的に実施し、国民の無機ヒ素暴露量を周期的に再評価して基準を合理的に管理して行くと発表した。

-
- シンガポール農畜産食品局（AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore）
<http://www.ava.gov.sg/>

1. 「Farmland ツナ不飽和油漬けチャンク」リコール

Recall of “Farmland Tuna Chunks in Polyunsaturated Oil”

16 September 2016:

http://www.ava.gov.sg/docs/default-source/press-releases/food-alert_recall-of-farmland-tuna-chunks-in-polyunsaturated-oil.pdf

AVA の定期検査でタイ産のツナ缶詰の高濃度ヒスタミンを検出した。
(製品の写真は掲載されているが濃度は不明)

-
- インド食品安全基準局（FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India）
<http://www.fssai.gov.in>

1. 食品法 10 周年の 10 のイニシアチブ

Dedicated Website for Decade of Integrated Food Law.

http://www.fssai.gov.in/Ten_Ten_Initiative.aspx

各種記念サイトへのリンクやお祝いのメッセージ等を掲載している。

-
- その他

ProMED-mail

- 汚染ハチミツー米国：グリホサート
Contaminated honey - USA: glyphosate
2016-09-18

<http://www.promedmail.org/post/4497893>

Date: 15 Sep 2016 Source: EcoWatch [edited]

消費者団体が情報公開法により入手した文書によると、FDA は米国産ハチミツから除草

剤成分グリホサートを検出していた。一部の検体の濃度は EU の法的基準の 2 倍だった。米国にはハチミツのグリホサートの基準はないのでいくら検出されても違法である。一部検体は 107 ppb で EU の基準 50 ppb より多い。

● スコンブroid中毒－シンガポール：タイ産、ツナ缶、リコール

Scombroid fish poisoning - Singapore: ex Thailand, canned tuna, recall, RFI

2016-09-21

<http://www.promedmail.org/post/20160921.4503707>

Date: Mon 19 Sep 2016 Source: Outbreak News Today [edited]

シンガポール農畜産食品局（AVA）が、検査で高濃度のヒスタミンが検出されたとしてタイ産の Farmland ブランド「ツナ不飽和油漬けチャンク」をリコールした。

スコンブroid中毒－シンガポール（第2報）：タイ産、ツナ缶、リコール

Scombroid fish poisoning - Singapore (02): ex Thailand, canned tuna, recall

2016-09-26

<http://www.promedmail.org/post/4516815>

Date: Mon 26 Sep 2016 Source: EpiCore Global Surveillance Project [edited]

このリコールにヒトの中毒事例が関与するのかどうかの疑問に答えるため、我々は EpiCore サーベイランスプロジェクトのメンバーに連絡をとり、以下の回答を得た。

2015 年にタイ産ツナ缶詰でオーストラリアでスコンブroid中毒事例があった。今回はヒトでの事例はなさそうだが、シンガポールではスコンブroid中毒は法的に報告義務のある疾患ではないため、報告がなかったとしても事例がないとは言えない。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室